

国民年金の 保険料免除・納付猶予申請

☎ 三島年金事務所 ☎ 055-973-1166
日本年金機構のホームページ
http://www.nenkin.go.jp/

国民年金を納めることが
難しい、という人へ



平成29年度月額
16,490 円

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料免除・納付猶予ができます。保険料を納めることが経済的に難しいときは、申請してください。

※日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満のすべての人は、公的年金への加入が義務づけられています。自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人などは、国民年金の保険料を自分で納付しなければなりません。保険料を納めないままにしておくと、老齢基礎年金やいざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

平成 29 年度 国民年金の保険料免除・納付猶予申請は 7 月から受付開始します

申請先／国保年金課 ※菰山・大仁支所では受付できません。
持ち物／

- ①年金手帳
- ②認印（本人が署名する場合は不要）
- ③失業した人は雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票
- ④学生の場合は学生証のコピー（両面）か在学証明書

申請に関する問い合わせ先／国保年金課 ☎ 055-948-2905

年金機構からのお知らせ

年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が、25 年から 10 年に短縮されました。

対象になる人には日本年金機構から「短縮」と記載した黄色の封筒が順次送付されています。手元に届いた後は、「ねんきんダイヤル（☎ 0570-05-1165）」で予約の上、できるだけ早く手続きをしてください。

70 歳以上の 高額療養費の 上限額が変わります

70 歳以上で国民健康保険に加入している人
後期高齢者医療保険に加入している人へ

☎ 市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905

ひと月に支払った医療費が決められた上限額を超えた場合、申請により超えた分を「高額療養費」として支給します。8 月から、上限額が以下のように変わります。

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役 並み	課税所得 145 万円以上の人	44,400 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 〈多数回 44,400 円〉※ 2
一般	課税所得 145 万円未満の人 ※ 1	12,000 円	44,400 円
住民税 非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下など)		15,000 円

8 月
から

外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
57,600 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 〈多数回 44,400 円〉※ 2
14,000 円 〈年間上限 144,000 円〉 ※ 3	57,600 円 〈多数回 44,400 円〉※ 2
8,000 円	24,600 円
	15,000 円

※ 1 世帯収入の合計額が 520 万円未満 (1 人世帯の場合は 383 万円未満) の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が 210 万円以下の場合も含まれます。

※ 2 過去 12 カ月以内に 3 回以上上限額に達した場合は、4 回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。

※ 3 平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日までの年間上限 144,000 円

熱中症に注意！

熱中症は、正しい予防方法を知ることによって防ぐことができます。

【暑さに負けない体づくり】

- ・「水分」をこまめにとる
- ・「睡眠環境」を快適に保つ
- ・「バランスのとれた食事」をとる

※食事が食べられていれば、過度な塩分は必要ありません。塩のとり過ぎにも注意しましょう。

【日々の生活の中での暑さに対する工夫】

- ・「気温と湿度」をいつも気にする
- ・「室内」を涼しくする
- ・「衣服」を工夫する
- ・「日ざし」をよける
- ・「冷却グッズ」を身につける

☎ 市役所健康づくり課 ☎ 055-949-6820



こうなる前に...

国民健康保険税が
賦課されている人へ

国民健康保険税の 課税限度額などが 変わります

☎ 市役所国保年金課
055(948)2905

国民健康保険税は、市が国民健康保険事業を運営するために、国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主に対して賦課する税です。平成 29 年度から賦課限度額、軽減基準額が変わりますのでお知らせします。
平成 29 年度の国民健康保険税の納税通知書は 7 月中旬に郵送します。

●平成 29 年度の改正内容

- ・課税限度額が変わります。
- ・低所得世帯に対する軽減対象の範囲が拡充されます。

【課税限度額の改正内容】

課税限度額		改正前	改正後
医療保険分		51 万円	54 万円
後期高齢者支援分		16 万円	19 万円
介護保険分 (40 ～ 64 歳)		14 万円	16 万円

【軽減対象になる所得基準額】

軽減割合	改正前	改正後
軽減 7 割	33 万円以下	33 万円以下 (改正なし)
軽減 5 割	26 万円 5 千円 + 被保険者数 ※	27 万円 + 被保険者数 ※
軽減 2 割	48 万円 + 被保険者数 ※	49 万円 + 被保険者数 ※

※被保険者数には、特定同一世帯所属者を含みます。